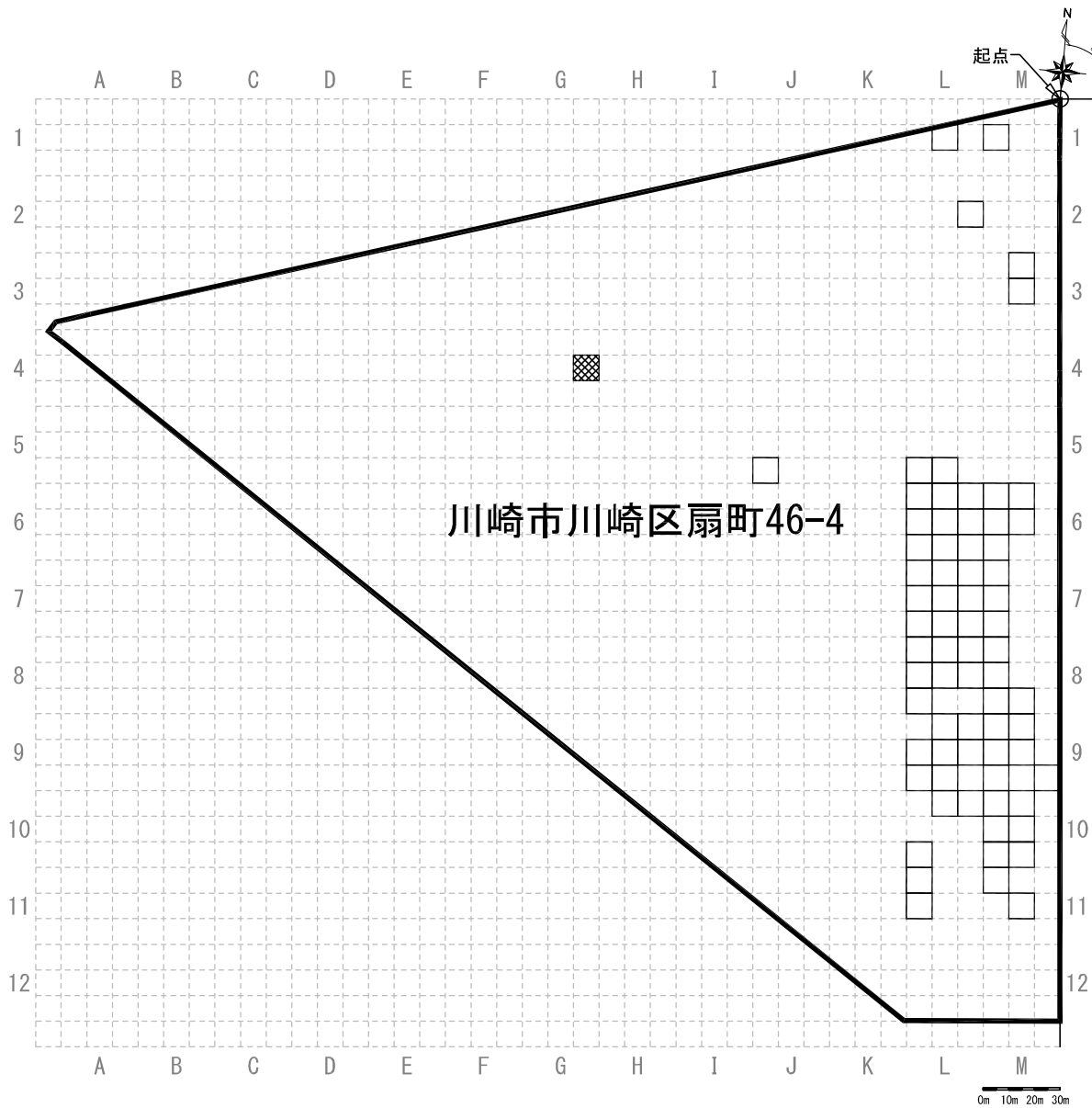




【凡 例】

□ 形質変更時届出区域
(自治体指定番号 指-30号)

▨ 指定を解除する区域

--- 単位区画

—— 筆境界

—— 敷地境界

A		
a	b	c
d	e	f
g	h	i

1

【起点】

起点は、川崎市川崎区扇町46番4の最北端とする。

【格子の回転角度（84度56分53秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

別図